

平成二十五年法律第二百二十一号
がん登録等の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備（第五条）

第二節 情報の収集、記録及び保存等（第六条～第十六条）

第三節 情報の利用及び提供（第十七条～第二十二条）

第四節 権限及び事務の委任（第二十三条～第二十四条）

第五節 情報の保護等（第二十五条～第三十八条）

第六節 雜則（第三十九条～第四十三条）

第三章 院内がん登録等の推進（第四十四条～第四十五条）

第四章 がん登録等の情報の活用（第四十六条～第四十八条）

第五章 雜則（第四十九条～第五十一条）

第六章 罰則（第五十二条～第六十条）

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐる等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となつてゐる現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の趣旨にのつとり、がん医療の質の向上等（がん医療及びがん検診（以下「がん医療等」という。）の質の向上並びにがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もつてがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

第二条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

第三条 この法律において「がん登録」とは、全国がん登録及び院内がん登録をいう。

第四条 この法律において「全国がん登録」とは、国及び都道府県による利用及び提供の用に供するた

め、この法律の定めるところにより、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース（情報の集合物であつて、当該情報を電子計算機を用いて検索することができる

よう）に体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に記録し、及び保存することをいう。

第五条 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行ふ病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。

第六条 この法律において「全国がん登録データベース」とは、第五条第一項の規定により整備されるデータベースをいう。

第七条 この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成その他の調査研究（匿名化を行つた情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、又は提供することを含む。）をいう。

第八条 この法律において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に規定する登録情報を（匿名化が行われていないものに限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。

第九条 この法律において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が第五条第一項第二号の情報として記録されたがん及び当該都道府県の区域

内の第六条第一項に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報（匿名化が行われていないものに限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。

第十条 この法律において「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。）ができないよう加工することをいう。

第十一条 この法律において「特定匿名化情報」とは、第十五条第一項の規定により匿名化が行われた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

第十二条 この法律において「基本理念」とは、この法律において「特定匿名化情報」とは、第十五条第一項の規定により匿名化が行われた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

第十三条 全国がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるとともに、その普及及び充実が図られなければならない。

第十四条 がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握することが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報（以下「がん診療情報」という。）の収集が図られなければならない。

第十五条 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活用されるとともに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。

第十六条 がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがんに罹患した者に関する情報は、厳格に保護されなければならない。

第十七条 がんに罹患した者に関する情報は、関係者相互の連携及び協力を図りながら協力しなければならない。

第十八条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 全国がん登録

第一节 全国がん登録データベースの整備

第五条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがん」といって、登録情報（次に掲げる情報及び附属情報）をいう。次節において同じ。）並びに第十五条第一項の規定により匿名化を行つた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。

一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 当該がんに罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所（厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める住所）の存する都道府県及び市町村の名称

三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日

四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 当該がんの進行度に關し厚生労働省令で定める事項

六 当該がんの発見の経緯に關し厚生労働省令で定める事項

七 当該がんの治療の内容に關し厚生労働省令で定める事項

八 当該がんの診断又は治療を行つた病院又は診療所に關し厚生労働省令で定める事項

の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。
一 当該都道府県の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人

厚生省令第百四十一號

3 前項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する意見を聽かなければならぬ。

る学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。
(協力の要請)

第三節 情報の利用及び提供

第十七条 厚生労働大臣による利用等)
厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のた

め、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によつて、その情報により識別をすることができるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　他の行政機関及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二　国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は国の行政機関若しくは独立行政法人と共にして当該がんに係る調査研究を行ふ者

三　前号に掲げる者に準ずる者

三 前項に掲げる者は、前項の規定をして厚生年金保険料は提出を行おうとする者は、前項の規定によつて厚生年金保険料は提供を行おうとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聽かなければならぬ。

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査（都道府県知事による利用等）

研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供すること

ができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。
一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項第一号に規定するところ）は、平成十五年法律第八百十八

第三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機

3 関の意見を聴かなければならぬ。
前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又

はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

二 提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行なう者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者

二 都道府県知事は、前項の規定による提供を行おうとするときは、あらかじめ、前条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

三 市町村長は、第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

四 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(病院等への提供)

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県に係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属性情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

(その他の提供)

第二十二条 厚生労働大臣は、都道府県知事又は第十八条第一項各号に掲げる者から、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて当該都道府県の住民であつた者に係るものとの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行なうことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

二 厚生労働大臣は、第十九条第一項各号に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これらの者が同項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて当該市町村の住民であつた者に係るものとの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行なうことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

三 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の提供を行なうことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行なう者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行なう者が、当該提供を受ける全国がん登録情報を取り扱うに当たって、がんに罹患した者の当該がんの罹患又は診療に係る情報に関する秘密(以下「がんの罹患等の秘密」という。)の漏えいの防止その他の当該全国がん登録情報の適切な管理のために必要な措置を講じてること。

四 当該提供の求めを受けた全国がん登録情報に係るがんに罹患した者が生存している場合については、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査

研究のために当該全国がん登録情報が提供されることについて同意を得ていること。厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも

該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が特定匿名化情報である場合にあっては、その提供）を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

二 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じてること。
厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを用いて、前項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報について、あらかじめ、全国がん登録情報の匿名化を行い、当該匿名化を行つ

た情報を全国がん登録データベースに記録することができる。
厚生労働大臣は、第四項の規定により匿名化を行った情報が、同項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報であるときは、当該情報を全国がん登録データベースに記録することができる。

厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化を行うとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聽かなければならない。

都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報を取り扱うに当たつて、がんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他の当該都道府県がん情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

四
当該指揮の求めを受けていた都道府県かんに情勢は伝るがんに罹患した者が生有している場合にあつては、当該がんに係る調査研究を行うう者は、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために該都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ること。

都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき

き匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が都

道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあつては、その提供を行うことができる。
この場合においては、第十七条第三項ただし書の規定を準用する。
一、当該がんに関する調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二、当該がんに係る調査研究を行う者が当該提供を受ける都道府県がん情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たつて、当該匿名化が実行された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のため、該匿名化が行わざる情報を講じてること。

都道府県事務は、第1項の規定による是共又は前項の規定による監査等告げへは是共と行ふる

都道府県知事は、第十九条の規定による指揮又は前項の規定による固有の権限をもつて指揮を行おうとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならぬ。

(都道府県がんデータベース)
第二十二条 都道府県知事は、

第二十二条 都道府県がんデータベース（都道府県がんデータベース）
都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し、及び保存する必要があると認めるときは、全国がん登録データベースを用いて、一を限り、これら的情報及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存す

るデータベースを整備することができる。
一 この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であつて、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報

一、当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報

2 都道府県知事は、前項のデータベース（以下この章において「都道府県がんデータベース」という。）を整備しようとするとき又は都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲を拡大しようとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合

議制の機関の意見を聽かなければならない。ただし、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存しようとする情報が、都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報である場合は、この限りない。

りでない。
3 都道府県知事は、都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報について、第十五条第一項の規定によりこれに相当する全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない。

期日までに匿名化を行い、又は消去しなければならない。
4 都道府県知事は、前項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

条並びに前条第八項及び第九項の規定の適用については、第十八条第一項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは同条第三項の規

定により匿名化を行った情報」と、第十九条第一項中「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは第二十二条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は同条第二項に規定する都道府県がんデータベース」とある。また、第二十二条第三項の規定による匿名化を行った情報と、同条第二項に規定する都道府県がんデータベースとの間には、二つの意味がある。

ベース」と、第二十二条中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース」又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、前条第八項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」とある。

「データベース」と同条第九項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報又は同条第三項の規定により匿名化を行った情報」とする。

第四節 桃園及竹亭兩處之製作

第二十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限及び事務は、国立研究開発法人国立がん研究センター

(以下「国立がん研究センター」という。)に行わせるものとする。

一 第五条第一項、第八条第一項、第九条、第十条、第十二条第一項、第十三条、第十四条並び

二 第十七条の規定による提供に係る権限及び事務（全国がん登録情報の提供の決定及び当該提

供を行おうとするときにおける意見の聴取を除く。)、第二十一条第一項から第四項までに規定する権限及び事務(全国がん登録情報の提供の決定を除く。)並びに同条第五項、第六項及び

2 第七項（同条第一項から第三項までの規定による提供を行おうとするときに係る部分を除く。）に規定する権限及び事務前項の場合においては、第十五条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国立研究開発法人国

立がん研究センター」と、「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条第一項に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」とあるのは「合議制の機関」と、同条第三項中「審議会等」とあるのは「合議制の機関」と、第十七条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国立研究開発法人立がん研究センター」と、「第十五条第一項に規定する審議会等」とあるのは「国立研究開発法人立がん研究センター」である。

第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の合議制の機関」と、第二十一条第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「国立研究開発法人国立がん研究センター」と、「第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」とあるのは「第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による

匿名化」と、「第十五条第一項に規定する審議会等」とあるのは、「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」とする。

第二十四条 都道府県知事の権限及び事務の委任

者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。
第六条第一項、第八条、第十条第二項 第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び
事務

事務 第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条並びに第二十二条第八項及び第九項の規定によつては、(当該は其の大臣又は第一項第三号の規定による司員第二号の規定によつては、)事務

（二）第二章第一節第一項から第三項に規定する所と併て、監視する者又は用印が捺された文書の提出の要件等の基準を定めるに係る決議、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の置名の方針を示す決議を除く。）

2
定めでない同の目的の実現に係る事務を除く)。前項の規定により第十一条第二項又は第十三条第二項の事務の委任が行われた場合においては、第十一条第一項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事から第二条第一項又は第三条第一項中「関係都道府県知事」を除く。

第二十一条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。

(国等による全国がん登録情報等の適切な管理等)

を行うに当たっては、全国がん登録情報等及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理の

2 ために必要な措置を講じなければならない。
都道府県知事（都道府県の設置する保健所の長並びに前条第一項の規定により権限及び事務の

委任を受けた者を含む。第四項、次条、第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第一項において同じ。)は、第二節及び第三節の規定による事務を行うに当たつては、都道府県が

ん情報（当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報及び都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報）を含む。以下「都道府県がん情報

等」という)及びその匿名化を行つた情報並びに死亡者情報紙に記録され、又は記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 市町村長（第十一）第一条第一項に規定する指定都市の区長又は総合区長及び同項に規定する市又は
ければならない。

特別区の設置する保健所の長を含む。次項、次条、第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第二項において同じ。)は、第十一一条第一項及び第二項の規定による事務を行うに当たる。

4 第一項の規定は厚生労働大臣又は国立がん研究センターから同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この節において同じ。）を受けた者が漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

節までの規定による全国がん登録情報等、都道府県がん登録

飯の規定に、全国がハトケンサキ者と雇用するハトケンサキにて、ハトケンサキに詰められ、若しくは記載された情報の取扱いに関する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に

秘密を漏らしてはならない
4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者

であつた者は、同項（同条第一項の規定による利用又は提供を行おうとするときに係る部分に限

る。）、第十九条第二項、第二十二条第十項又は第二十二条第四項の規定により意見を述べる事務に関する知り得た都道府県がん情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

5 第二十四条第一項の規定により第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等の取扱いの

事務の委任があつた場合における当該委任に係る事務に従事する者又は従事していいた者は、都道

府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密その他のその事務に関して知り得た秘密を漏らして

はならぬ。

（）は國立がん研究院のタク、（）は市町村長の第一節の第三

6 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター長が、都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等、都道府県がん情報等又は死亡者情報票に記録され、若

従事する者又は従事していた者は、全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密その他のその業務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
(三回目) ～(その旨旨段落の又文) ～(手書き二行書) ～(四回目) 我慢等の二行書
(五回目) ～(その旨旨段落の又文) ～(手書き二行書)

第二十九条 第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等若しくはその匿名化が行われ
(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の他の義務)

た情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する厚生労働省の職員若しくは職員であつた者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれ

らの職にあつた者は、その事務に関する限り得たこれら的情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第二十三条第一項の規定に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第一項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者で

あつた者は、第十七条第二項若しくは第二十一条第七項（これらの規定を第二十三条第一項の規定に準じて適用する場合を除く。）又は第二二二条第二項（見三二二条第二項の規定に準じて適用する場合を除く。）

定により読み替えて適用する場合を含む)又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意見を述べる事務に関する事務に関して知り得た全国がん登録情報又はその

匿名化が行われた情報をみたりに他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。
第三節及び第四節の規定による都道府県がん情報等若しくはその匿名化が行われた情報若しく

は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であった者又は第二十四条第一項の規定により当該事務の委任があつた場合における

る当該委任に係る事務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務に関する知識を得たこれら的情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してほんならない。

4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、同項（同条第一項の規定による引用又は是共を行おうとするときこれを限る部分に限る）

は、関して知り得た都道府県かん情報又はその匿名化を行われた情報をみたりに他人に知らせは不当な目的に使用してはならない。

第十一一条第一項及び第二項の規定による死亡者情報票に記録され、又は記載された情報の取扱いの事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た当該情報を

みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

た場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者について、前項の規定は市町村長が同司員に見合する賃取り又は、二週間の事業を終了せばらつて同号令による当該委託に係

田林長から同項に規定する情事の取扱いに關する事務の委託があつた場合にはおける。当該委託に依る業務に從事する者又は從事していた者について、それぞれ準用する。

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等)

名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要

な措置を講じなければならない。
前項の規定は、同項に規定する者かつ同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託

託を受けた者が当該委託による業務を行う場合について準用する。

第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれら情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者（国立がん研究センター、都道府県知事（第二十四条第一項に規定する者）による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限）

- | | | | | |
|-------|---|---|---|--|
| | | | | |
| 第三十九条 | 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁（都道府県等の支弁） | 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかるわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 | 3 | |
| 第四十条 | 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。 | （費用の補助等） | 2 | |
| 第四十一条 | 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。 | （手数料） | 2 | |
| 第四十二条 | 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行なわれた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。 | （手数料） | 2 | |
| 第四十三条 | 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、国立がん研究センターの収入とする。 | | 2 | |
| 第四十四条 | 都道府県は、第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十四条第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百一十七条の規定に基づきこれららの情報の提供に係る手数料を徴収する場合においては、当該委任を受けた者からこれららの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができる。（施行の状況の公表等） | （施行の状況の公表等） | 2 | |
| 第四十五条 | 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。 | | 2 | |
| 第四十六条 | 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行の状況に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。（厚生労働省令への委任） | | 2 | |
| 第四十七条 | この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 | | 2 | |
| 第四十八条 | 都道府県は、第一項の院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進） | （病院及び診療所による活用） | 2 | |
| 第四十九条 | 都道府県は、がん医療の提供を行なう病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第二十条の規定により提供を受けた情報、前条第二項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じたその質の向上に努めるものとする。（研究者による活用） | （病院及び診療所による活用） | 2 | |
| 第五十条 | 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならぬ。（意見の聴取） | （意見の聴取） | 2 | |
| 第五十一条 | 厚生労働大臣は、第二十二条第一項、第二十二条第一項第二号及び第二項、第二十七条规定の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合（第二十二条第一項、第十五条第一項、第十五条第二項から第七号まで、第九号（死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条（生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）の厚生労働省令の制定又は改廃をしようとする場合（事務の区分） | （事務の区分） | 2 | |
| 第五十二条 | 第六条（第三項及び第四項を除く。）、第七条、第八条第一項、第十条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第十二条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 | （事務の区分） | 2 | |
| 第五十三条 | 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密（全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。）を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。（罰則） | （罰則） | 2 | |
| 第五十四条 | 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密（全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。）を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。（罰則） | （罰則） | 2 | |

一 第二十九条第一項から第五項までに規定する者 その事務に関して知り得た当該各項に規定する情報

二、第二十九条第六項に規定する者　その業務に關して知り得た同項において準用する同条第一項、第三項又は第五項に規定する情報

項 第三項目は第五項目に規定する情報
三 第三十四条に規定する者その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報（匿名化

が行われていない情報に限る）

五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は

第五十七条 第三十四条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報三十万円以下の罰金に処する。

(匿名化が行われていない情報を除く。) を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

五十八条 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

五十九条 第五十二条から第五十五条まで及び第五十七条の罪は、日本国外においてこれらの罪

六十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において「法人」といふ場合を除く。）は、(一)前項の規定による登記の申請をする。(二)前項の規定による登記の申請をする。

の法人又は人の業務に關して、第五十六条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰する（但し、同一の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(施行期日) 附則抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 二つ去律の施行の日(以下二つ項及び次条にて「施行日」という。)前に開設をした

令で定める者に限る。)の第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該が

該当するものである場合において、当該対象とされている者について、これらの同意に代わる措

置として厚生労働大臣が定める指針に従つた措置が講じられているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供の求めを行つた場合における当該対象と

同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。

厚生労働大臣は、前項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項の指針を定め、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聽かなければ

（准備行為）
ればならない。

第三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、施行日前においても、第十五条第一項に規定する
督査等の意見を聽くことをができる。

審議会等の意見を聞くことができる。

二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号（死亡の原因に關する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十二条（生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）の規定による厚生労働省令の制定をしようとするとき。

三 前条第一項の指針を定めようとするときは、

2 都道府県知事は、第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第三項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聽くとともに、都道府県知事に協議することができる。

4 国立がん研究センターは、施行日前においても、第五条第一項の規定による全国がん登録データベースの整備その他のこの法律に基づく全国がん登録の実施に關する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全国がん登録のための情報の収集の方法、全国がん登録情報の利用及び提供の在り方その他のがん登録等に關する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年五月三十日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二 及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十二条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十一号）第三十五条の改正規定（（条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 及び六 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日